

問い合わせ先  
 県土マネジメント部建設業・契約管理課  
 公共工事契約管理係  
 0742-27-7425

## 平成30年度 第1回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成30年8月6日（月） 奈良県庁5階第一会議室	
委員	委員長 池田 辰夫 福井 英之 藤平 眞紀子 槇村 久子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成29年12月1日～平成30年3月31日	
抽出案件	7 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応等について説明
一般競争入札	6 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 以 降 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容もなく、概ね妥当であると考え。</p> <p>○今後とも入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、技術評価を絡めるなどの方法により、県内優良建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○今後も県民の信頼に耐えうる入札制度の更なる改善に努めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
<b>案件1(主要地方道枚方大和郡山線 中町工区(仮称)石木2号橋上部工事(社会資本整備総合交付金事業(道路改良)))</b>	
○落札業者の評価値が他の者より突出して高いのはなぜか。	●評価値は品質管理が2項目、安全管理が2項目、施工実績等を合算して出している。落札業者はそれぞれの項目で高い評価値を出しているため、突出してどれかの項目が高かったわけではない。
<b>案件2(一般国道168号 阪本工区(仮称) 新阪本橋A1橋台工事(地域連携道路事業(南部・東部)))</b>	
○なぜこの時期に工事をしたのか。また緊急の工事であったか。	●緊急的に行った工事ではない。その後に行われる上部工との関係を考慮し、全体のスケジュールの中で行った工事である。
<b>案件3(第二浄化センター水処理高圧受変電設備等更新工事(防災・安全交付金事業))</b>	
○更新工事とあるが以前の工事業者と今回の落札業者は同じか。	●同じである。
○辞退した理由について何か考えがあれば教えてほしい。	●辞退された業者は質問も提出していて意欲が感じられたが、結果的に辞退された。理由はわからない。
○どのように特殊な工事なのか。	●施工できる業者が少ない工事である。発注条件である経審点800点以上の許可業者が全国に112社あり、そのうち本県の参加資格を所有しているのは34社のみである。
<b>案件4(奈良県立登美学園建替整備造成工事 第1工区)</b>	
○技術評価点は基準点と加算点の合算だが、それぞれの詳細はどのようなものか。	●基準点は100点を標準点とし、技術提案による加算点の最高点を22点としている。
<b>案件5(送水施設受水地工事(電気・計装)(桜井市第4))</b>	
質問なし	
<b>案件6(重要文化財 東大寺東廻廊 屋根葺替等工事)</b>	
質問なし	
<b>案件7(高野辻堂線 落石対策工事(道路施設維持修繕事業(災害関連)))</b>	
○当該路線の緊急業者をどのように決めているのか。またそれは一者か。	●当該路線緊急業者は一者である。緊急業者は単価入札で決めている。
○緊急業者を入札で決めると言ったが、具体的にはどのようなものか。	●路線ごとにあらかじめ指名競争の単価入札によって決めている。
○具体的な工事が決まる前に業者を決めておく意味は何か。	●路線の管理上、小規模な崩落等が起こる恐れがあり、緊急的に対処するためにあらかじめ決めている。
○緊急の場合、金額の上限はあるのか。	●上限は総額300万円である。大規模な災害の場合は建設業協会等と随意契約に至る場合がある。